

# 岩見沢市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に 関する条例の一部を改正する条例の概要

## 第 1 改正の趣旨

地域再生法の一部改正に伴い、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の対象施設として、新たに特定業務施設の従業員の児童に係る児童福祉施設が追加されたことを受け、所要の規定の整理を行う。

## 第 2 改正の内容

- (1) 定義規定を改める。(第 2 条関係)
- (2) その他本則中の「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める。(第 3 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条関係)

## 第 3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行する。
- (2) 改正後の条例第 3 条第 2 項の規定は、地域再生法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 17 号）附則第 1 条ただし書に規定する規定の施行の日（令和 6 年 4 月 19 日）以後に認定を受けたものについて適用する。

## 岩見沢市条例第 20 号

岩見沢市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 6 月 28 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成 28 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

- (3) 特定業務施設等 法第 5 条第 4 項第 5 号に規定する特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものをいう。

第 3 条第 2 項中「特定地方活力向上地域内の特定業務施設」を「特定地方活力向上地域内の特定業務施設等」に改める。

第 5 条、第 7 条及び第 9 条第 2 号中「特定業務施設」を「特定業務施設等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岩見沢市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例第 3 条第 2 項の規定は、令和 6 年 4 月 19 日以後に

認定を受けたものについて適用する。